平成３０年７月発行　山形市認定農業者情報誌　第１３４号
現在の山形市の認定農業者数：４２９名（平成３０年７月）

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 担い手育成係
℡ 641-1212 内線 436

えいのうキング

第18回山形市農畜産物フェスティバル
農産物フリーマーケット参加者募集！

① 目　的　山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の試食・即売、関連イベントなど消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをＰＲし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。

② 日　時　平成３０年 10月２０日（土）　10：00～15：00

③ 場　所　県民ふれあい広場　芝生広場（霞城公園東大手門の東側）
（「認定農業者連絡協議会」でブース確保）

④ 内　容　自分で生産、加工した農畜産物の販売

⑤ 申　込　平成３０年８月２４日（金）まで電話でお願いします。

⑥ 留意点　・電気を使用の際は、発電機等で各自対応いただくことになります。
・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
・出店者の昼食は各自でご対応くださいますよう、お願いいたします。

「デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業」について平成３０年度モデル事業計画の募集が始まりました。詳細は別紙チラシ及び公募要領をご覧ください。

耕作放棄地再生利用交付金をご活用ください

耕作放棄地の再生利用・支援策をお知らせいたします。
荒廃農地等利活用促進交付金（国）と耕作放棄地解消支援事業（市）がございます。
取り組みを希望される場合は、下記によりご相談ください。

◎*荒廃農地等利活用促進交付金について*

再生利用活動（耕作放棄地を再生し、利用する取り組み）及び発生防止活動（整地等）

〈主な事業メニュー〉

① 発生防止活動　１０ａ当たり、2万円　　※事業費（税抜き）　4万円/10ａ以上
② 再生利用活動　１０ａ当たり、5万円　　※事業費（税抜き）10万円/10ａ以上
- 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業については、事業費の1/2等

③ 土づくり　　１０ａ当たり、2.5万円
④ 営農定着　　１０ａ当たり、2.5万円
⑤ その他
- 用排水施設等の助成メニュー有

本交付金活用のポイント

- 農地の貸借契約等により、土地所有者に代わり再生作業を行う方が対象となります。
- 原則、農振農用地区域が対象となります。
- 事業メニューの①②について、農業委員会の調査で“2号遊休農地”と認められているものが①、“1号遊休農地”と認められているものが②の対象となります。
- その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎*耕作放棄地解消支援事業について*

再生利用活動（耕作放棄地を再生し、利用する取り組み）

再生作業（障害物除去、土づくり、営農定着等）

- 荒廃の程度、再生に要した経費に応じ、１０ａ当り、3万円又は5万円

本事業活用のポイント

- 農地の貸借契約等により、土地所有者に代わり再生作業を行う方が対象となります。
- 再生作業を行うに当たり、再生費用が6万円/10ａ以上必要とする耕作放棄地であること。
- 農振農用地区域外の場合などで、荒廃農地等利活用促進交付金（国）の対象とならない場合等に活用いただけます。
- その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎*相談について*

平成３１年度の事業として事前相談を受け付けいたします。
・相談期間　平成３０年９月３０日まで
・必要書類　地名地番、所在、面積等のわかるもの、見積書（参考）をご準備ください。

お問い合わせ　　山形市役所　農政課　農政企画係
６４１－１２１２（内４２９．４３７）

デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業

平成30年度　モデル事業計画の募集を行います！

県では、農林水産業の魅力向上に取り組むため、農場や法人、集落、交流拠点等をまるごとデザインする取組みをモデル的に支援します。（補助対象経費の上限は50万円）

※補助対象となる経費は、農林水産業の魅力向上に取り組むために必要な県内デザイナーによるコンサルティング・デザイン経費になります。

【募集期間】平成30年７月10日（火）～平成30年８月10日（金）
【対 象 者】農林漁業者、生産者団体・組織等
【補 助 率】２／３以内

※補助対象となる事業費の上限額は、50万円です。
50万円を超える場合には、上限額（50万円）の２／３以内が補助額となります。

応募に必要な書類

◆モデル事業計画書（実施要領別紙様式第１号）
◆その他事業内容の詳細が分かる資料等

※県ホームページに実施要領等を掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。
ホーム＞産業・観光・しごと＞農業＞農業総合＞平成30年度「デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業」モデル事業計画の募集

交流会の開催

７月24日（火）に、県内事業者（農業者も対象）と若手デザイナーが、デザインを活用した取り組みのきっかけづくりを目的とした**「交流会“デザ縁”」**が開催されます。（主催：山形デザインコンペティション実行委員会）。 事業の活用をお考えの方は、是非、参加してください。

相談・受付先

※応募書類の作成にあたっては、必ず事前に所在地を所管する総合支庁農業振興課にご相談ください。

相談・受付先		住　所	電話番号
村山総合支庁	農業振興課	山形市鉄砲町二丁目19-68	TEL.023-621-8385
最上総合支庁	農業振興課	新庄市金沢字大道上2034	TEL.0233-29-1319
置賜総合支庁	農業振興課	米沢市金池七丁目1-50	TEL.0238-26-6049
庄内総合支庁	農業振興課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	TEL.0235-66-5497
県　　庁	農政企画課	山形市松波二丁目8-1	TEL.023-630-2382

平成30年度山形県デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業

公　募　要　領

山形県デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業（以下「本事業」という。）の補助対象事業を公募しますので、この公募要領に定めるもののほか、山形県デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業実施要領（平成30年７月６日付け農政第205号。以下「実施要領」という。）に基づき応募してください。

１　事業の目的

デザインを活用したブランディングの取組みの重要性を農林水産業・農山漁村においても広く普及・推進するため、農場、法人、集落や交流拠点等をまるごとデザインする取組みをモデル的に支援します。

２　応募要件

本事業に応募できる者は、生産者、生産者団体・組織のうち、次に掲げる要件を満たす者とします。

(1) 県内に住所又は本拠地を有すること。
(2) 事業を完遂する見込みがあること。
(3) 将来とも継続的な活動が見込まれること。
(4) 団体にあっては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであること。
(5) 団体にあっては会計経理が明確であること。

３　事業の内容

本事業の事業内容は、事業実施主体によるデザインを活用したブランディングの取組みに必要な次の事業とする。

(1) 事業実施主体が普段取り組んでいる事業や活動の理念や方向性の整理等を通した共通デザインの構築
(2) 共通デザインの活用・展開のために必要な、商品パッケージや名刺、ホームページ、ユニフォーム等のデザイン制作

４　補助率

補助率は、補助対象経費の３分の２以内とします。

５　補助対象経費

(1) 補助対象経費の範囲

補助金の交付の対象となる経費は、農林水産業の魅力向上に取り組むために必要な県内デザイナーによるコンサルティング・デザイン制作に係る経費とします。（共通デザインを活用した個々の物品（商品パッケージや名刺、ユニフォーム等）の作成に係る経費は、対象外。）

(2) 補助対象経費の上限額

補助対象経費の上限額は50万円とし、この額を上回る場合には上限額の３分の２以内の補助額となります。

６　応募方法

(1) 募集期間

平成30年7月10日(火)～平成30年8月10日(金)

(2) 応募に必要な書類

①「デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業」モデル事業計画書（実施要領別紙様式第１号）

(3) 提出先

事業を実施する地区を所管する総合支庁産業経済部農業振興課に提出してください。

７　モデル事業計画の採択

県庁において、審査会を開催のうえモデル事業計画の内容を審査し、予算額の範囲内で採択します。

８　補助金交付決定等に必要な手続き

モデル事業計画の採択後は、各総合支庁の指示に従い、補助金の交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

９　事業実施主体の責務

本事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月県規則第59号。以下「規則」という。)、実施要領及び山形県デザインを活用した農林水産業魅力アップ支援事業費補助金交付要綱（平成30年７月６日付け農政第206号。以下「補助金交付要綱」という。）を遵守し、適正に事業を執行してください。

(1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から５年間保管しなければなりません。

(2) 事業実施主体は、事業完了の翌年度から２年間、事業実施後の状況について、毎年度、報告書を提出しなければなりません。

10　受付先及び相談先

事業の実施に関することについては、次に掲げる所管課までお問い合わせください。

所管課		住所	電話番号
村山総合支庁	農業振興課 (地域戦略推進担当)	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8385
最上総合支庁	農業振興課 (地域農政担当)	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1319
置賜総合支庁	農業振興課 (地域農政担当)	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁	農業振興課 (地域農政担当)	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5497
県　　庁	農政企画課 (農山漁村振興担当)	山形市松波二丁目8-1	023-630-2382